

JIS

船舶及び海洋技術－船首方位制御装置

JIS F 9604 : 2003

(ISO 11674 : 2000)

(JMSA)

平成 15 年 9 月 29 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 船舶技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	有川 彰 一	財団法人日本船舶標準協会
(委員)	岡 實	財団法人日本海事協会
	小林 修	社団法人日本舟艇工業会
	立石 学	運輸施設整備事業団
	増田 恵	社団法人日本船主協会
	近藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	山下 暁	社団法人日本船用工業会
	渡邊 勝 世	日本小型船舶検査機構
	丸山 研 一	国土交通省
	伊藤 茂	国土交通省
	桐 明 公 男	社団法人日本造船工業会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 15.9.29

官 報 公 示：平成 15.9.29

原 案 作 成 者：財団法人日本船舶標準協会

(〒171-0031 東京都豊島区目白1丁目3-8 造船技術センタービル TEL 03-3984-9051)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 杉浦 賢)

審議専門委員会：船舶技術専門委員会 (委員長 有川 彰一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局技術課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本船舶標準協会 (JMSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 11674 : 2000**, Ships and marine technology – Heading control systems を基礎として用いた。

JIS F 9604 には、次に示す附属書がある。

- 附属書 A (規定) 船体運動シミュレータ
- 附属書 B (参考) この規格と IMO 決議との対応する要件

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	1
3.1 調整器	1
3.2 自動操だ	1
3.3 自動操だ装置	2
3.4 切替器	2
3.5 微分だ角調整 (当てかじ調整)	2
3.6 船首方位	2
3.7 船首方位信号処理器	2
3.8 積分だ角調整	2
3.9 手動操だ	2
3.10 操作器	2
3.11 設定針路	2
3.12 比例だ角調整	2
3.13 旋回半径制御	2
3.14 回頭角速度制御	2
3.15 天候調整	2
4. 性能	2
4.1 一般	2
4.2 構成品	2
4.3 機能要件	3
4.4 安全策	5
5. 型式試験	5
5.1 試験及び要求結果	5
5.2 磁気コンパス安全距離試験	6
5.3 電磁適合性 [EMC] 及び環境試験	6
5.4 自動操だから手動操だへの切替え	6
5.5 制御特性	6
6. 表示及び識別	7
7. 情報	7
附属書 A (規定) 船体運動シミュレータ	8
附属書 B (参考) この規格と IMO 決議との対応する要件	10
解 説	12

船舶及び海洋技術－船首方位制御装置

Ships and marine technology－Heading control systems

序文 この規格は、2000年に発行されたISO 11674 : 2000, Ships and marine technology－Heading control systemsを翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

1. 適用範囲 この規格は、船舶に搭載する船首方位制御装置の構造、性能、検査及び試験について規定する。

船首方位情報を得て、船の操縦性に関連した限度以内で最小限のかじ取り機動作によって設定針路を保持する船首方位制御装置に適用する。

船首方位制御装置は、船首方位のドリフト調整をする航路制御装置と組み合わせて動作させてもよい。

回頭を行うための回頭角速度制御又は旋回半径制御を設けてもよい。

備考1. IMO決議 [MSC.64(67) 附属書3で改正された決議A.342(IX)及びA694(17)]の勧告から引用したすべての要件は、イタリック体で印刷している。

2. この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない)とする。

ISO 11674 : 2000, Ships and marine technology－Heading control systems (IDT)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発行年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発行年を付記していない引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

ISO 694 : 2000 Ships and marine technology－Positioning of magnetic compasses in ships

IEC 60945 : 1996 Maritime navigation and radiocommunication equipment and systems－General requirements－Methods of testing and required test results

IEC 61162 Maritime navigation and radiocommunication equipment and systems－Digital interfaces

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

3.1 調整器 (adjustment control) 比例だ角調整、微分だ角調整、積分だ角調整及び天候調整を含む自動操だ装置の特性を変更する装置。

備考 用語“微分だ角調整”は、慣習的に“当てかじ調整”とも呼ぶ。

3.2 自動操だ (automatic steering) ジャイロコンパス又は磁気コンパスなどから得られた船首方位情報を処理し、船を自動的に設定針路に保持するためにかじ取り機を制御する手段。